

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	1111	通所型独自サービス11	(1)通所型独自サービス費	(i) サービス事業対象者・要支援1		1,798単位	1,798	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス11日割				59単位	59	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス／212		(ii) 要支援2(週1回程度)		1,811単位	1,811	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス／212日割				60単位	60	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス12		(iii) サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)		3,621単位	3,621	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス12日割				119単位	119	1日につき
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	(2)高齢者虐待防止措置未実施減算	サービス事業対象者・要支援1		18単位 減算	-18	1月につき
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				1単位 減算	-1	1日につき
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		要支援2(週1回程度)		18単位 減算	-18	1月につき
A6	C224	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割				1単位 減算	-1	1日につき
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)		36単位 減算	-36	1月につき
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				1単位 減算	-1	1日につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	(3)業務継続計画未策定減算	サービス事業対象者・要支援1		18単位 減算	-18	1月につき
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割				1単位 減算	-1	1日につき
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算／212		要支援2(週1回程度)		18単位 減算	-18	1月につき
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算／212日割				1単位 減算	-1	1日につき
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)		36単位 減算	-36	1月につき
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割				1単位 減算	-1	1日につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	(4)同一建物減算	サービス事業対象者・要支援1		376単位 減算	-376	1月につき
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算／22						
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)		752単位 減算	-752	
A6	5612	通所型独自送迎減算	(5)送迎未実施減算 事業所が送迎を行わない場合	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)		47単位 減算	-47	片道につき
A6	5622	通所型独自送迎減算／2		要支援2(週1回程度)				
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	(6)生活機能向上グループ活動加算	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)		100単位 加算	100	1月につき
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算／2		要支援2(週1回程度)				
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	(7)若年性認知症利用者受入加算	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)		240単位 加算	240	
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／2		要支援2(週1回程度)				
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	(8)栄養アセスメント加算	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)		50単位 加算	50	
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／2		要支援2(週1回程度)				
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	(9)栄養改善加算	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)		200単位 加算	200	
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算／2		要支援2(週1回程度)				
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	(10)口腔機能向上加算	口腔機能向上加算(Ⅰ)	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)	150単位 加算	150	
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／2		要支援2(週1回程度)				
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		口腔機能向上加算(Ⅱ)	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)	160単位 加算	160	
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／2		要支援2(週1回程度)				
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	(11)一体的サービス提供加算	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)		480単位 加算	480	
A6	6320	通所型独自一体的サービス提供加算／2		要支援2(週1回程度)				
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ1	(12)サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	サービス事業対象者・要支援1	88単位 加算	88	
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／22			要支援2(週1回程度)	88単位 加算	88	
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ2		サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)	176単位 加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	サービス事業対象者・要支援1	72単位 加算	72	
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／22			要支援2(週1回程度)	72単位 加算	72	
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)	144単位 加算	144	

A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ1		サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	サービス事業対象者・要支援1	24単位 加算	24	
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／22			要支援2(週1回程度)	24単位 加算	24	
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ2			サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)	48単位 加算	48	
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(13)生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注) (週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)	100単位 加算	100	1月につき
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2			要支援2(週1回程度)			
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注) (週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)	200単位 加算	200	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2			要支援2(週1回程度)			
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	(14)口腔・栄養スクリーニング加算	口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) (6月に1回を限度)	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注) (週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)	20単位 加算	20	1回につき
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／2			要支援2(週1回程度)			
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) (6月に1回を限度)	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注) (週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)	5単位 加算	5	
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／2			要支援2(週1回程度)			
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	(15)科学的介護推進体制加算	サービス事業対象者・要支援1、サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)	要支援2(週2回以上程度)	40単位 加算	40	1月につき
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2		要支援2(週1回程度)				
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(16)介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 92/1000 加算				
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 90/1000 加算				
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 80/1000 加算				
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 64/1000 加算				
A6	6381	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 81/1000 加算		
A6	6382	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 76/1000 加算		
A6	6383	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 79/1000 加算		
A6	6384	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 74/1000 加算		
A6	6385	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 65/1000 加算		
A6	6386	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 63/1000 加算		
A6	6387	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 56/1000 加算		
A6	6388	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 69/1000 加算		
A6	6389	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 54/1000 加算		
A6	6390	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 45/1000 加算		
A6	6391	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 53/1000 加算		
A6	6392	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6393	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 44/1000 加算		
A6	6394	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14			介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 33/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	通所型独自サービス費	サービス事業対象者・要支援1	1,798単位	定員超過 の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位		41	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス／212・定超		要支援2(週1回程度)	1,811単位		1,268	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス／212日割・定超			60単位		42	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位		83	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	通所型独自サービス費	サービス事業対象者・要支援1	1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠			59単位		41	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス／212・人欠		要支援2(週1回程度)	1,811単位		1,268	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス／212日割・人欠			60単位		42	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		サービス事業対象者(注)(週2回以上程度)・要支援2(週2回以上程度)	3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠			119単位		83	1日につき

(注)特別な事情がある場合のみ。特別な事情があるサービス事業対象者とは、退院直後等の短期集中的に複数回の事業を行うことで改善が認められるなど特殊な要件を満たした場合に利用できる。

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型独自サービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員等処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目。

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※事業所が送迎を行わない場合については、(1)通所型独自サービス費(i)又は(ii)を算定している場合は、1月につき376単位の範囲内で、(1)(iii)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

※「介護職員等処遇改善加算(V)」については、令和7年3月31日まで算定可能。